

指定障害者支援施設 施設長
指定共同生活援助事業所 管理者
指定療養介護事業所 管理者
病院 管理者
有料老人ホーム等高齢者入所施設等 施設長 各位

堺市障害者支援課長

新型コロナウイルス対応のため障害支援区分認定調査の実施が困難な
障害者支援施設・病院等障害者が入所する施設の届出について（依頼）

平素は本市障害福祉行政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和2年3月5日付けで、厚生労働省社会・援護局から、別紙事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて」が発出されました。

つきましては、障害者支援施設、共同生活援助事業所、療養介護施設、病院等の障害者が入所する施設等におかれまして、新型コロナウイルス対応のため入所者等との面会を制限する措置をとった場合において、障害支援区分認定調査の実施が困難なときは、本市へ届け出ていただきますようお願いいたします。

記

1 届出を行った場合の本市の対応

- (1) 届出期間中は、当該施設等に入所中の申請者に対する障害支援区分に係る認定調査は実施いたしません。
- (2) 更新申請者の障害支援区分認定については、本市が当該申請者への認定調査を実施し、障害支援区分認定審査を行った日の属する月の末日まで、現在の認定有効期間を延長します。
- (3) 新規申請者の障害支援区分認定については、認定調査が実施できない場合は認定することができません。緊急その他やむを得ない理由により障害福祉サービスの利用が必要な場合は、区役所へご相談ください。

2 事務手続きについて

- (1) 入所者等との面会を制限する措置をとった場合において、認定調査の実施が困難なときは、様式1「障害支援区分認定調査実施困難施設届出書」をFAX又はEメールにて障害者支援課まで提出してください。届出は1か月単位とし、翌月も引き続き同様の対応を行う場合は、当月末までに翌月分を届け出てください。
- (2) 届出期間中であっても、障害福祉サービスの利用に係る各種申請については、漏れなく区役所へ行ってください。
- (3) 届出期間中において、入所者等との面会を制限する措置を解除し、認定調査員の立入りが可能であることが確定した場合は、速やかに、様式2「障害支援区分認定調査実施可能施設届出書」をFAX又はEメールにて障害者支援課まで提出してください。

3 届出書の提出先 ※区役所では受け付けておりません。

堺市障害者支援課認定給付係（担当：佳村、増田）

住所：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-7510 FAX：072-228-8918 Eメール：shoen@city.sakai.lg.jp